

災害時における応急仮設住宅の附帯設備に関する協定書

(協定の趣旨)

- 第 1 条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関し、香川県（以下「甲」という。）が社団法人香川県管工事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この協定において「住宅」とは、原則として災害救助法第 23 条第 1 項第 1 号に定める応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

- 第 3 条 甲は、香川県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、住宅を建設する必要がある場合に乙に対し、協力を要請することができる。
- 2、甲は、前項の要請を行うときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を、文書により、乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

- 第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(管工事)

- 第 5 条 乙は、甲の指示に従い管工事に従事するものとする。

(費用の負担及び請求)

- 第 6 条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2、乙は、前項の費用について、当該業務の終了後、甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

- 第 7 条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては香川県土木部住宅課課長とし、乙においては社団法人香川県管工事業協会会長とする。

(会員名簿等の提供)

- 第 8 条 乙は、会員名簿及びこの協定にかかる業務担当者名簿を毎年 1 回（会員又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

- 第 9 条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

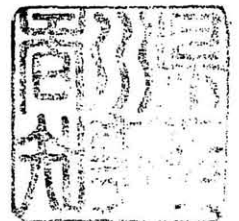
(適用)

- 第 10 条 この協定は、平成 8 年 9 月 / 日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 8 年 9 月 / 日

(甲) 高松市番町 4 丁目 1-10 号
香川県知事 平井 城一



(乙) 高松市天神前 5 番 30 号
(社) 香川県管工事業協会
会長 雄 鳥

